平成２８年（フ）第２号
長野市篠ノ井布施高田226番地３
債務者　柳原　芳弘
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
長野市三輪３丁目４番11号　アイディルみわ103
債務者　高橋　里依
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
岐阜県多治見市高田町７丁目23番地
債務者　宮嶋　忠雄
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１９７３号
名古屋市中川区供米田１丁目515番地　ピュアストリームミユキ202号
債務者　水谷　　忠
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
名古屋市中川区高杉町360番地　インプレス高杉Ⅱ202号
債務者　島本　一人
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２８号
大阪府松原市天美南６丁目６番９－302号
債務者　清水　好恵（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４号
北海道夕張市平和１番地46
債務者　品田　政弘
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５号
北海道岩見沢市春日町１丁目５番７号
債務者　渡邊　孝司
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１７号
北海道室蘭市日の出町２丁目42番９号
債務者　氏家　瑞樹（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
岩手県久慈市柏崎第５地割117番地２
債務者　田髙　進一
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2061番地の１　メゾネットハウスＡ棟１号
債務者　小山　夏美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３号
静岡県富士市天間1844番地の１、前住所静岡県富士宮市淀平町646番地の１　ヴィラサンリットⅢ202
債務者　小野　信一
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４号
静岡県富士市天間1844番地の１、前住所静岡県富士宮市淀平町646番地の１　ヴィラサンリットⅢ202
債務者　小野　佑妃（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３号
香川県高松市木太町2491番地１　レオパレスｗｉｎｇ106
債務者　本多　志保（旧姓大久保・星野）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１号
北海道野付郡別海町別海旭町241番地　ブランドールＭ－Ｔ　103号室
債務者　杉田　未来
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第４３２４号
大阪市鶴見区焼野３丁目２番５号　402、前住所大阪市鶴見区鶴見１丁目６番109―801号
債務者　佐藤　和雄
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２５号
大阪市鶴見区焼野３丁目２番５号　402、前住所大阪市鶴見区鶴見１丁目６番109―801号
債務者　佐藤　徳子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部